

防地労第 8 3 4 6 号

3 1 . 4 . 2 6

一部改正 防地労第 2 0 7 1 6 号

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

一部改正 防地労第 5 1 7 8 号

令和 3 年 3 月 2 6 日

各 地 方 防 衛 局 長 殿

地 方 協 力 局 長

(公 印 省 略)

駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務
の処理について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務処理要領

（目的）

第1 この要領は、駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

（定義）

第2 この要領において「駐留軍等労働者」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（第5において「アメリカ合衆国の軍隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項（a）に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。

2 この要領において「健康診断」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）アメリカ合衆国軍隊による日本人および通常日本国に居住する他国人の日本国内における使用のための基本労務契約（昭和32年契約番号DA-92-557-FEC-28, 000。次項において「基本労務契約」という。）第15章1から3までの規定に基づく雇用前の健康診断、定期健康診断及び特別健康診断
- （2）船員契約（昭和33年契約番号DA-92-557-FEC-29, 000。次項において「船員契約」という。）第6章C節5の規定に基づく雇用時の健康診断及び定期健康診断
- （3）在日合衆国軍第15条諸機関の使用のための日本国政府による日本人等の雇用に関する地位協定に基づく労務協約および財務上の取決め（次項において「諸機関労務協約」という。）附属書18の3から5までの規定に基づく雇用前の健康診断、定期健康診断及び特別健康診断

3 この要領において「予防接種」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）基本労務契約第15章4の規定に基づく予防接種
- （2）船員契約第6章C節6の規定に基づく予防接種
- （3）諸機関労務協約附属書18の6の規定に基づく予防接種

(産業医との契約等)

第3 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。第4において同じ。）と契約を締結したときは、付紙様式第1により独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長（以下「支部長」という。）に通知するものとする。

(産業医の選任等)

第4 地方防衛局長等は、支部長から、産業医の選任に係る産業医選任報告（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定められた様式第3号）の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名し、支部長に送付するものとする。

2 地方防衛局長等は、毎月、産業医に付紙様式第2による産業医施設巡視結果報告書、付紙様式第3による産業医健康相談等実施結果報告書及び付紙様式第4による産業医面接指導実施結果報告書を作成させ、翌月10日までに提出させるものとする。

3 地方防衛局長等は、前項の産業医施設巡視結果報告書、産業医健康相談等実施結果報告書及び産業医面接指導実施結果報告書の提出を受けたときは、その内容を精査の上、これらを四半期ごとにとりまとめ、各四半期が経過した後20日以内に地方協力局長に提出するものとする。

(健康診断等の実施等)

第5 地方防衛局長等は、支部長から、医務及び需品要求書（以下「要求書」という。）を添付した健康診断及び予防接種（以下「健康診断等」という。）の実施に係る書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、健康診断等実施計画を速やかに決定し、付紙様式第5により支部長に通知するものとする。

2 地方防衛局長等は、健康診断等を実施するため、医療機関と契約を締結したときは、付紙様式第6により支部長に通知するものとする。

3 地方防衛局長等は、医療機関から、健康診断の結果に係る書類の送付を受けたときは、これをアメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関に支部長を通じて送付するものとする。

4 地方防衛局長等は、支部長から、第1項の要求書の送付を受けたときは、健康診断等の実施後において、その内容を確認の上、これに署名し、支部長に送付するものとする。

5 地方防衛局長等は、付紙様式第7による健康診断費実施状況報告書を作成し、各四半期が経過した後20日以内に地方協力局長に提出するものとする。

(健康診断の結果報告等)

第6 地方防衛局長等は、支部長から、次に掲げる省令の規定に基づく書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名し、支部長に送付するものとする。

- (1) じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第13条、第27条及び第37条第1項
- (2) 労働安全衛生規則第52条
- (3) 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第30条の3
- (4) 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第55条
- (5) 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第24条
- (6) 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第41条
- (7) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第40条
- (8) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第58条
- (9) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第43条

(保健師の選任等)

第7 地方防衛局長等は、保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をいう。以下同じ。）と契約を締結したときは、付紙様式第8により支部長に通知するものとする。

- 2 地方防衛局長等は、毎月、保健師に付紙様式第9による保健師勤務状況表及び付紙様式第10による保健指導等実施結果報告書を作成させ、翌月10日までに提出させるものとする。
- 3 地方防衛局長等は、前項の保健師勤務状況表及び保健指導等実施結果報告書の提出を受けたときは、その内容を精査の上、これらを四半期ごとにとりまとめ、各四半期が経過した後20日以内に地方協力局長に提出するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が定める。

令和 年 月 日

駐留軍等労働者労務管理機構

〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

産業医の選任について(通知)

標記について、別添のとおり選任したので通知します。

添付書類：契約書(写)

産業医施設巡視結果報告書

令和 年 月 日	
〇〇防衛局長 〇〇防衛事務所長 殿	
産業医 氏 名	
1 巡視施設名	
2 巡視年月日 令和 年 月 日 ()	
3 巡視時間 : ~ :	
4 巡視随行者 及び立会人	
5 施設巡視結果（所見及び勧告） (1) 健康に異常のある者の発見及び処置	
(2) 労働環境衛生に関する調査	

(3) 作業条件・作業環境等衛生上の改善
(4) 衛生用保護具、救急用具の点検及び整備
(5) 健康教育・健康相談・衛生教育、その他駐留軍等労働者の健康の保持増進のために必要な措置
(6) その他必要と認めた事項

産 業 医 健 康 相 談 等 実 施 結 果 報 告 書

令和 年 月 日 〇〇防衛局長 〇〇防衛事務所長 殿 産業医（衛生管理者） 医 師	2 勤務中の傷病に関する総合所見
1 健康診断の結果、有所見者と診断された者に対する事後措置に関する総合所見	3 駐留軍等労働者に対する健康相談、保健指導及び衛生教育等に関する総合所見
	4 その他必要と認めた事項

産業医面接指導実施結果報告書

令和 年 月 日 〇〇防衛局長 〇〇防衛事務所長 殿 産業医 医 師	2 1に掲げるもののほか、労働者の心身の状況
労働者の氏名	
1 労働者の疲労の蓄積の状況	3 医師の意見

令和 年 月 日

駐留軍等労働者労務管理機構

〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

健康診断等実施計画について(通知)

関連文書により送付のあった件について、別添のとおり決定したので通知します。

添付書類：健康診断等実施計画

関連文書：健康診断について（第 号。令和 年 月 日）

令和 年 月 日

駐留軍等労働者労務管理機構

〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

健康診断等に係る医療機関との契約について(通知)

標記について、別添のとおり契約を締結したので通知します。

添付書類：契約書(写)

健康診断費実施状況報告書（令和 年度第 /四半期分）

(局・事務所)

区 分 項 目	(a) 対象者	(b)=(c)+(d) 受診者	(c) 正常者	(d) 有所見者	要 再 検 者					(j) (i)に対する事後措置	金 額	実施日及び 実施場所	備 考
	人	人	人	人	(e)対象者 人	(f)受診者 人	(g)異常なし 人	(h)治療を 要しない者 人	(i)要治療者 人		円		
1 労働安全衛生法第66条第1項関係													
(1) 安衛則第43条(雇入時)の健康診断													
(2) 安衛則第44条(定期)の健康診断													
定期健康診断A													
定期健康診断B													
定期健康診断C													
(3) 安衛則第45条(特定業務)の健康診断													
(4) 安衛則第46条(結核)の健康診断													
(5) 安衛則第47条(検便)の健康診断													
2 労働安全衛生法第66条第3項関係 安衛則第48条(歯科)の健康診断													
3 消防員に対する健康診断													
4 予防接種													
(1) 破傷風													
(2) B型肝炎ウイルス													
(3) 麻疹等													
(4) インフルエンザ													
(5) 抗体検査													
(6) その他													

[illegible]

区 分 項 目	(a) 対象者	(b)=(c)+(d) 受診者	(c) 正常者	(d) 有所見者	要 再 検 者					(j) (i)に対する事後措置	金 額	実施日及び 実施場所	備 考
	(e)対象者	(f)受診者	(g)異常なし	(h)治療を 要しない者	(i)要治療者						円		
(7) 高圧則第38条の健康診断 1回目	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
2回目													
(8) 石綿則第40条の健康診断 1回目													
2回目													
6 特別健康診断 (1)													
(2)													
(3)													
7 二次検診													
8 文書料等													
合 計													

- 注： 1 「(a)対象者」欄は、各健康診断項目の受診対象者となる駐留軍等労働者数を記入する。
ただし、一つの健康診断項目において四半期をまたがって実施した場合は、健康診断を実施した期間を四半期ごとに分割して記入する。
- 2 「(b)受診者」欄は、対象者のうち、受診した人数を記入する。
- 3 「(c)正常者」欄は、受診者のうち、検診した結果、医師の所見がなかった人数を記入する。
- 4 「(d)有所見者」欄は、受診者のうち、検診した結果、医師の所見があった人数を記入する。
- 5 「(e)対象者」欄は、有所見者のうち、医師が再検査の必要があると認めた人数を記入する。
- 6 「(f)受診者」欄は、有所見者のうち、再検査を受診した人数を記入する。
- 7 「(g)異常なし」欄は、再検査の結果、異常が認められなかった人数を記入する。
- 8 「(h)治療を要しない者」欄は、再検査の結果、正常ではないが、治療は必要としないと判断された人数を記入する。
- 9 「(I)要治療者」欄は、再検査の結果、治療を必要とすると判断された人数を記入する。
- 10 「(j)(I)に対する事後措置」欄は、要治療者に対して取られた措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を記入する。
- 11 「金額」欄は、当該四半期に支払った金額を記入する。（消費税含む。）
- 12 「特別健康診断」の項目は、MLC第15章第3項及びIHA附属書18第5項に規定する項目ごとに記入する。
- 13 健康診断の項目名については、必要に応じて適宜修正する。

令和 年 月 日

駐留軍等労働者労務管理機構

〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

保健師の選任について(通知)

標記について、別添のとおり選任したので通知します。

添付書類：契約書(写)

保健師勤務状況表（令和 年 月分）

保健師名 _____

曜 日 週		月	火	水	木	金
第 1 週	時 間					
	場 所					
第 2 週	時 間					
	場 所					
第 3 週	時 間					
	場 所					
第 4 週	時 間					
	場 所					
第 5 週	時 間					
	場 所					

保健指導等実施結果報告書

保健師名 _____

年月日	性別・年齢	契・協約	相談方法						指導・相談事項									指導内容
			来所	電話	訪 問				血圧異常	血中脂質	肝機能	検尿異常	貧血	胸部X P	心電図	糖尿病	その他	
					診療所	職場	自宅	その他										
	男・女 歳	ML C I H A																
	男・女 歳	ML C I H A																
	男・女 歳	ML C I H A																
	男・女 歳	ML C I H A																
	男・女 歳	ML C I H A																